

## 就学支援

(問)教育委員会学校教育課

☎(72)5033

### 大崎市奨学資金の償還猶予

償還猶予

地震災害による被害の程度に応じて一定の期間、奨学資金の償還を猶予します。手続きの詳細は直接お問い合わせください。

#### ■対象者

① 今回の地震災害で、所有または居住する住宅が被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」と判定された世帯の人  
② 今回の地震災害により長期入院、あるいは事業の廃止などで著しい収入減があつた人

#### ■猶予される期間

① り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の場合は一年以内  
② 猶予期間については、状況に応じて期間が異なりますのでご相談願います(一年以内)。

#### ■申請に必要なもの

① 償還猶予申請書、印鑑、り災証明書(写し可)  
② 償還猶予申請書、印鑑、離職証明書

#### ■申請用紙

(問)商工振興課 ☎(23)7091  
○・九%を引下げ(特災利率)融資後四年目以降は、各融資制度に定められた利率  
② ①以外の間接被害者▼各融資制度に定められた利率※融資額・返済期間についてはお問合せください。

#### ■災害復旧貸付

政府系金融機関(日本政策金融公庫と商工組合中央金庫)では、今回の地震災害で被害を受けた中小企業者等の皆さんを対象とした災害貸付の取扱いを開始しました。

#### ■資金の種類

被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金

#### ■対象者

今回の地震災害により被害を受けた人で、次のいずれかに該当する人

#### ① 事業所または主要な事業用資産が、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた人(直接被害者)

② 売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化など、災害が発生したことにより、間接的に被害を受けた人(間接被害者)

#### ■貸付利率

① り災証明書等を受けられた直接被害者および間接被害者  
▼ 初三年間 各融資制度に定められた利率より一千万円を上限として貸付金利から

## 大崎市奨学資金の償還について(納期の繰り下げ)

大崎市奨学資金の償還について、四月分以降の納期限の繰り下げを検討しています(半月程度)。詳細については後日周知予定です。

### 大崎市奨学資金の貸与について(緊急募集)

地震災害によって、高等学校等の在学が困難になった人について、大崎市奨学資金貸与事業の緊急募集を検討しています。

#### ■問い合わせ

小・中学生▼教育委員会学校教育課 ☎(72)5033 高校生▼社会福祉課 ☎(23)6012

詳細が決まり次第お知らせします。

### 日本学生支援機構緊急採用奨学金

独立行政法人日本学生支援機構では、災害救助法適用地域(大崎市を含む)の学生に対する奨学金の緊急採用をします。

#### ■就学援助費の支給

地震災害によって、所得や財産が著しい損失を受けた場合、学用品や通学用品に充てる経費の一部を支給します。

#### ■問い合わせ

小・中学生▼教育委員会学校教育課 ☎(72)5033 高校生▼社会福祉課 ☎(23)6012

文房具、通学用品などを支給します。

#### ■問い合わせ

小・中学生▼教育委員会学校教育課 ☎(72)5033 高校生▼社会福祉課 ☎(23)6012

詳細が決まり次第お知らせします。

### 日本学生支援機構緊急採用奨学金

独立行政法人日本学生支援機構では、災害救助法適用地域(大崎市を含む)の学生に対する奨学金の緊急採用をします。

#### ■対象となる学校等

第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(利息有)

#### ■申し込み

大学・短大・高専・専修学校(専門課程)・大学院

#### ■提出用紙

高校は対象となりません。  
在籍している学校または進学先の学校

#### ■対象

第一項に規定する中小規模の企業者(宮城県信用保証協会の保証対象業種を営むものに限る)で、市内に店舗、工場または事業所を有し引き続き同一の事業を営んでいる人

#### ■融資

融資限度額二千万円(運転資金、設備資金)

#### ■融資利率

年二・二%(四月一日保証承諾より)

#### ■返済期間

平成二十四年三月三十一日まで市が全額負担

#### ■信用保証料

年二・二%(四月一日保証承諾より)

#### ■貸付利率

直接被害者および間接被害者

▼ 初三年間 各融資制度に定められた利率より一千円を上限として貸付金利から

## 就学用品の支給

※詳細は、在学(進学先)の学校にお問い合わせください。

### 住家の全壊などにより学用品を喪失した小・中学生および高校生に対して、教科書や文房具、通学用品などを支給します。

#### ■問い合わせ

小・中学生▼教育委員会学校教育課 ☎(72)5033 高校生▼社会福祉課 ☎(23)6012

文房具、通学用品などを支給します。

## 農業事業者の皆さんへ

(問)農林振興課農業経営係 ☎(23)7090

### 農業の災害対策について

市では、今回の地震災害による農業・畜産関係施設の被害状況調査を行っています。今後、国や県を含め、地震災害により被害を受けた農業者への農業経営の再建に向けた、資金の融通が想定されます。

#### ■相談窓口

市役所東庁舎二階農林振興課または各総合支所産業建設課(鳴子温泉地域は観光建設課)

#### ■問い合わせ

市役所東庁舎二階農林振興課または各総合支所産業建設課(鳴子温泉地域は観光建設課)

## 稻作技術情報

(問)農林振興課農業経営係 ☎(23)7090

### 今年の田植え作業を例年どおり確実に開始できない事態が想定されます。

用水・燃料が例年どおり確保できない場合には、播種をさす。

#### ■問い合わせ

今後、農業改良普及センター(宮城県大崎農業改良普及センター)から出される技術情報を注意してください。

#### ■問い合わせ

今後、農業改良普及センター(宮城県大崎農業改良普及センター)から出される技術情報を注意してください。